

H 2 0 . 3 . 1 8 原案可決

議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の報酬の特例に関する条例（平成 16 年和歌山県条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成 19 年4月1日」を「平成 20 年4月1日」に、「平成 20 年3月 31 日」を「平成 21 年3月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 20 年4月1日から施行する。

（理由）

本県の財政状況の健全化に資することを目的に議会の議員の報酬の額を減じる期間を延長するため、本条例案を提出するものであります。